

**春の全道火災予防運動 4月20日～4月30日**  
**『消すまでは心の警報 ON@まほ』**  
**松前消防署 042-21119**

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止しようといわれるものです。特に住宅火災の死者は高齢の方の割合が多いので、火災による高齢者の死傷者を大幅に減少させることを目指しています。

**住宅用火災警報器もつけましたか？**

平成25年11月に全町を対象に実施した防火訪問の調査で、住宅用火災警報器の設置率は約67%でした。これは、全国平均の約80%を下回る結果となりました。住宅火災で亡くなる多くの原因は逃げ遅れによるもので、早期に火災を発見していれば助かった可能性にあります。住宅用火災警報器は煙や熱を感じし、警報音や音声により、寝ている時

や気づきにくい状況でも早期に火災の発見が可能になることで、初期消火や避難を迅速に行え、被害を最小限に食い止めることができます。大切な生命・財産を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。なお、取り付ける場所は次のとおりです。



- ◆ 寝室
- ◆ 階段（2階に寝室がある場合、2階の階段上部または壁に設置）
- ◆ 廊下（1つの階に寝室でない4畳半以上の部屋が

5つ以上ある場合）※設置について不明な点は松前消防署指導係までご相談ください。

**消火器の管理は 大丈夫？**

消火器は住民にもっとも身近に親しまれ、住宅防火にもっとも重要な初期消火の役割を担っております。しかし、使い方や管理の仕方をお誤ると、恐ろしい事故に繋がる危険性もあります。



最近、消火器の破裂事故が相次いでいます。消火器の表面や底に傷や腐食があるものや、消火器に表示されている耐用年数を過ぎているものは本体容器の破裂の恐れがあり、大変危険です。絶対に使用しないでください。耐用年数以内でも普段の設置場所や維持管理が悪い場合は、使用した際に事故に繋がる場合があります。

ますので注意しましょう。▼消火器の維持管理は？

消火器の設置場所は、できるだけ風通しが良く、目に付きやすい場所とし、雨にさらされるなどの湿った場所は避けましょう。一般の家庭では点検の義務はありませんが、3ヶ月に一度外観を確認し、ほこりはこまめに取り除き、方が一に備えていつでも確実に使用できるようにしましょう。

**悪質な訪問販売に「ご注意ください！」**

「住宅用火災警報器や消火器の販売にきました。」などと、消防職員や消防団員を装った「消防署の言動で訪きました」といって、販売する「点検を業者がします」といって、被害に遭わないためにも次のポイントに注意しましょう。



◎消防職員や消防団員が住宅用火災警報器や消火器を販売する事や、販売業者

に委託することはありせん。◎一般の家庭に消火器の設置義務や点検義務はありません。

◎その場で直ぐに契約をせず、家族に相談するなど、怪しいと思ったら家の中に入れておきましょう。◎契約書（書類）などに署名や押印は絶対に行わないようにしましょう。※被害に遭ったり、不振に感じたら松前消防署までご相談ください。

**普通救命講習**

平成25年4月より心肺蘇生法の手順が一部変更になりました。心肺蘇生法の講習を受けたことがない方はもちろん、受けたことがある方も、新しい心肺蘇生法の講習を受けてみませんか？松前消防署では、人形やAED（電気ショック）を使用した普通救命講習を随時受け付けています。受講にあたり不明な点がありましたら松前消防署救急通信係までご相談ください。